

令和4年 第3回

福岡市中央区選挙管理委員会

令和4年3月1日

議 題

- 議案第6号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第7号 選挙人名簿に登録する者について（3月定時登録）
- 議案第8号 読点の表記の改正について

その他

- 次回開催日 令和4年4月20日（水）10：00～ 区長応接室
- 次々回開催日 令和4年5月20日（金）10：00～ 区長応接室

議案第6号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年3月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | | |
|---|-----------|----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 719人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 68人 |
| | 国籍喪失者 | 0人 |
| | 市外転出者 | 651人 |
| | 誤載者 | 0人 |
| | 一般誤載者 | 0人 |
| | 重複登録者 | 0人 |
| | 住民票職権消除者 | 0人 |
| | 判決の確定による者 | 0人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年3月1日 |

(根拠)

・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとすとき。

四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知ったとき。

参考

1. 抹消基準日 令和4年3月1日

2. 抹消者の内訳

単位：人

区分	死亡者	転出者	誤載者	計
男	28	320	0	348
女	40	331	0	371
計	68	651	0	719

議案第7号

選挙人名簿に登録する者について（3月定時登録）

令和4年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和4年3月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊 見

- | | |
|-------------|----------|
| 1 登録する者の数 | 2,265人 |
| 2 登録する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 登録年月日 | 令和4年3月1日 |

（根拠）公職選挙法第22条第1項の規定による。

（登録）

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該登録月の一日に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、登録月の一日から七日までの間に選挙の期日がある選挙を行う場合その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を変更することができる。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定めるところにより、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を選挙人名簿に登録しなければならない。

選挙人名簿登録者数調（令和4年3月1日現在）

区分		男女別		計
		男	女	
令和3年12月1日現在 選挙人名簿登録者数 (a)		72,033	93,841	165,874
上記の登録に係る 補正登録者数 (b)				
(a)以後の選挙時登録者数 (※追加登録者数のみ) (c)				
選挙時登録(c)に係る 補正登録者数 (d)				
(a)以後の 抹消者数 (e)	(イ) 死亡のため	172	208	380
	(ロ) 転出後4箇月を経過 したため	901	959	1,860
	(ハ) 在外名簿への登録 移転のため	0	1	1
※(c)以後 ではない	(ニ) 誤載のため	()	()	()
計(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)-()		1,073	1,168	2,241
(a)以後の移し替えによる 増加数(指定都市の区) (f)		574	723	1,297
(a)以後の移し替えによる 減少数(指定都市の区) (g)		611	733	1,344
今回(令和4年3月1日) 追加登録者数 (h)		1,168	1,097	2,265
今回定時登録日現在における 名簿登録者数 (i) (a+b+c+d+f) - (e+g) + (h)		72,091	93,760	165,851
備 考				

※ 縦計、横計が合わない場合は、セルの色が赤く変わります。

在外選挙人名簿登録者数調（令和4年3月1日現在）

指定在外選挙
投票区名

大名

投票区

区分		男女別		計
		男	女	
令和3年12月1日現在 在外選挙人名簿登録者数 (a)		53	99	152
(a)以後の抹消者数 (b)		0	2	2
(a)以後の追加登録者数 (c)		1	1	2
今回定時登録日現在における 在外選挙人名簿登録者数 (d) (a) - (b) + (c)		54	98	152
備 考				

投票区別選挙人名簿登録者数報告書

福岡市中央区

番号	投票区名	名簿登録者数		
		男	女	計
1	春吉第一	3,773	4,552	8,325
2	春吉第二	2,573	3,324	5,897
3	警固第一	3,258	4,863	8,121
4	警固第二	3,074	4,208	7,282
5	大名	1,310	1,707	3,017
6	赤坂	3,772	5,030	8,802
7	舞鶴	3,690	4,469	8,159
8	簗子第一	3,583	4,388	7,971
9	簗子第二	1,642	2,232	3,874
10	当仁第一	3,693	4,754	8,447
11	当仁第二	2,142	2,876	5,018
12	南当仁第一	2,930	3,576	6,506
13	南当仁第二	2,809	3,317	6,126
14	南当仁第三	1,650	1,897	3,547
15	高宮	3,807	5,241	9,048
16	一本木	3,728	5,569	9,297
17	平尾	2,760	3,461	6,221
18	草ヶ江	3,009	4,085	7,094
19	小笹	1,753	2,103	3,856
20	梅光園	1,535	1,944	3,479
21	福浜	1,698	2,449	4,147
22	小笹南	3,836	4,578	8,414
23	笹丘	3,029	3,639	6,668
24	薬院	3,965	5,589	9,554
25	六本松	3,072	3,909	6,981
	合計	72,091	93,760	165,851

定時登録時の名簿登録者数の推移（投票区毎）

番号	投票区名	3年3月 (A)	3年6月	3年9月	3年12月	4年3月 (B)	1年間の 増減数 (B-A)
1	春吉第一	8,004	8,103	8,303	8,324	8,325	321
2	春吉第二	5,771	5,825	5,869	5,889	5,897	126
3	警固第一	8,080	8,090	8,122	8,124	8,121	41
4	警固第二	7,316	7,314	7,325	7,280	7,282	-34
5	大名	2,963	3,002	2,994	3,007	3,017	54
6	赤坂	8,729	8,777	8,829	8,834	8,802	73
7	舞鶴	8,033	8,056	8,137	8,164	8,159	126
8	簀子第一	7,748	7,773	7,876	7,956	7,971	223
9	簀子第二	3,848	3,862	3,908	3,892	3,874	26
10	当仁第一	8,384	8,335	8,418	8,424	8,447	63
11	当仁第二	5,004	4,988	5,036	5,026	5,018	14
12	南当仁第一	6,463	6,464	6,524	6,536	6,506	43
13	南当仁第二	5,661	5,904	6,130	6,138	6,126	465
14	南当仁第三	3,508	3,518	3,526	3,549	3,547	39
15	高宮	8,876	8,926	9,054	9,012	9,048	172
16	一本木	9,216	9,213	9,311	9,352	9,297	81
17	平尾	6,231	6,257	6,246	6,223	6,221	-10
18	草ヶ江	7,114	7,130	7,113	7,097	7,094	-20
19	小笹	3,687	3,791	3,875	3,861	3,856	169
20	梅光園	3,505	3,503	3,520	3,517	3,479	-26
21	福浜	4,253	4,213	4,173	4,163	4,147	-106
22	小笹南	8,367	8,299	8,437	8,416	8,414	47
23	笹丘	6,668	6,654	6,668	6,688	6,668	0
24	薬院	9,414	9,368	9,416	9,440	9,554	140
25	六本松	6,857	6,860	6,866	6,962	6,981	124
	合計	163,596	163,879	163,700	165,874	165,851	2,151

議案第8号

読点の表記の改正について

福岡市中央区選挙管理委員会告示の読点の表記を改めるので次のように告示する。

令和4年3月1日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

1 読点の表記の改正

この告示の施行の際現に効力を有する福岡市中央区選挙管理委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

2 施行期日

令和4年4月1日

(理由)

国の公用文及び社会一般の文書における読点の表記の実態等に鑑み、告示に用いられている読点の表記を改める必要があることによるもの。

福市中選告示第 号

福岡市中央区選挙管理委員会告示の読点の表記を改めるので次のように告示する。

令和4年3月28日

福岡市中央区選挙管理委員会
委員長 妹尾 俊見

1 読点の表記の改正

この告示の施行の際現に効力を有する福岡市中央区選挙管理委員会告示において読点として表記する「,」を「、」に改める。

2 施行期日

令和4年4月1日